第三十号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯

嘉

門

泉

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年徳島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

を削り、同項第十三号を次のように改める。

第二条第一項第三号中「の開始」を「(市町村以外の者が行うものに限る。以下この号において同じ。)の開始」に改め、「(市町村以外の者が行うものに限る。)」

十三 地方自治法に基づく事務のうち、同法第九条の五第一項の規定による市町村の区域内に新たに生じた土地の確認の届出の受理及び同条第二項の規定に

改め、同表中十三の項を削り、 の区域内のみにあるものに限る」に改め、同項4中「(卸売業者を除く。)」を削り、同項中「徳島市 たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。)」を加え、同項3中「卸売業者を除く」を「主たる事務所及び店舗が一の町村 第二条第二項の表六の項1中「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「市町村内」を「町村の区域内」に改め、同項2中「の申出」の下に「(主 勝浦町」を「勝浦町」に改め、同表七の項中「徳島市 十二の項を十三の項とし、 十一の項を削り、 鳴門市 小松島市 十の項を十二の項とし、 阿南市 吉野川市 九の項を十一の項とし、 鳴門市 小松島市 阿波市 美馬市 阿南市 吉野川市 三好市 同項の前に次のように加える。 勝浦町」を「勝浦町」に 阿波市 美馬市

+ 係る届出の受理及び同条第八項の規定による国定公園特別地域内における木竹の植栽又は家畜の放牧に係る 届出の受理 法に基づく事務のうち、法第二十条第七項の規定による国定公園特別地域内における非常災害応急措置に 阿南市 三好市

第二条第二項の表八の項中 「この項」の下に「及び次項」を加え、「三好市」を「阿南市 三好市」に改め、 同項を同表九の項とし、 同表七の項の次に次の

10 9 7 6 16 15 14 13 12 11 8 5 4 3 2 次に掲げるもの 1 の受理 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、 による裁判所に対する意見の陳述 項の規定による定款変更の届出の受理 第五項において準用する場合を含む。)の規定による認証又は不認証の決定の通知 項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び縦覧 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登記完了の届出 法第三十一条の八の規定による清算人の届出の受理 法第十二条第一項の規定による法人の設立の認証及び同条第三項 法第十条第一項の規定による申請書の受理並びに同条第二項 法第三十二条の三の規定による清算結了の届出の受理 法第三十条の規定による事業報告書等の閲覧又は謄写 法第二十九条の規定による事業報告書等の受理 法第二十三条第一項の規定による役員の変更等の届出の受理 法第十七条の三の規定による仮理事の選任 法第三十四条第三項の規定による法人の合併の認証及び同条第四項の規定による申請書の受理 法第三十二条の二第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述又は調査の受託及び同条第四項の規定 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証 法第三十一条第二項の規定による法人の解散の認定及び同条第四項の規定による法人の解散の届出の受 法第二十五条第三項の規定による定款変更の認証、 法第十八条第三号の規定による報告の受理 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任 同条第四項の規定による申請書の受理及び同条第六 (法第二十五条第五項及び第三十四条第五 (法第二十五条第五項及び第三十四条 美馬市

- 17 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 18 法第四十二条の規定による改善命令
- 19 法第四十三条第一項又は第二項の規定による法人の設立の認証の取消し及び同条第四項の規定による書

思え

面の交付

20 法第四十三条の二(法第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による警察本部長の意見の

聴取

21 法第四十三条の三(法第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による警察本部長の意見の

項の規定による地域子育て支援拠点事業の経営の制限又は停止命令」を加え、同項4及び5を削り、同項を同表十八の項とし、 規定による地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は保育所を経営する事業の経営の制限若しくは停止命令又は保育所の設置の認可の取消し及び同条第三 第三項又は第四項の規定に基づき設置されたものに限る。以下この項及び二十二の項において同じ。)」を削り、同項3中「停止命令」の下に「、同条第二項の 二十四の項及び二十五の項において同じ。)」を加え、同項を同表十七の項とし、同表十九の項中「(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十五条 第二条第二項の表十六の項を削り、同表十七の項中「十九の項」を「二十二の項」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十八の項中「保育所」の下に「(児 (昭和二十二年法律第百六十四号)第三十五条第三項又は第四項の規定に基づき設置されたものに限る。以下この項、次項、二十の項、二十一の項、 同項の次に次のように加える。

十九 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 いて同じ。)の開始の届出の受理及び同条第二項の規定による放課後児童健全育成事業の変更又は廃止の 法第六十九条第一項の規定による放課後児童健全育成事業(市町村が行うものに限る。以下この1にお

阿南市

吉野川市

美馬市

届出の受理

2 法第七十条の規定による放課後児童健全育成事業に係る報告の徴収又は当該職員による検査及び調査

3 法第七十二条の規定による放課後児童健全育成事業の経営の制限又は停止命令

(以下この項及び次項において「条例」という。)」を「条例」に改め、同項中1を削り、2を1とし、3から17までを1ずつ繰り上げ、 第二条第二項の表中六十の項を七十の項とし、五十九の項を六十九の項とし、五十八の項を六十八の項とし、同表五十七の項中「徳島県生活環境保全条例 同項18中「19」を「18」

に改め、 同18を同項17とし、同項中19を18とし、 同項20中「19」を「18」に改め、同20を同項19とし、同項を同表六十七の項とし、同項の前に次のように加え

る。

六十六 徳島県生活環境保全条例 のうち、条例第二十四条第一項の規定による地域の指定及び同条第三項の規定による地域の指定等の告示 (以下この項から六十八の項までにおいて「条例」という。) に基づく事務 徳島市 鳴門市

野川市 阿波市 美馬市 小松島市 三好市 阿南市 吉

88

項中1から6までを削り、7を1とし、8から13までを6ずつ繰り上げ、同項を同表六十三の項とし、同項の前に次のように加える。 を削り、同表五十三の項中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下この項において「法」という。)及び」を削り、 第二条第二項の表五十六の項中「吉野川市」を 「阿南市 吉野川市」に改め、 同項を同表六十五の項とし、 同表中五十五の項を六十四の項とし、 五十四 |の項 同

六十二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (平成五年法律第五十二号。以下この項において「法」 石井町 那賀町 東みよし町

1 法第二条第一項の規定による供給計画の認定

2 法第五条第一項の規定による認定計画の変更の認定

3

法第八条の規定による特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る報告の徴収

4 法第九条の規定による認定事業者の地位の承継の承認

5 法第十条の規定による認定事業者に対する改善命令

法第十一条第一項の規定による計画の認定の取消し

6

松島市 うに加える。 第二条第二項の表五十二の項中「徳島市 阿南市」に改め、 同項を同表六十の項とし、 阿波市 三好市 同表五十の項中「徳島市 那賀町」を「那賀町」に改め、 牟岐町」を「牟岐町」に改め、 同項を同表六十一の項とし、 同項を同表五十九の項とし、 同表五十一の項中 「小松島市」を「小 同項の前に次のよ

五十八 法に基づく事務のうち、 次に掲げるもの

法第五十条の二第一項の規定による再開発会社が施行する市街地再開発事業の施行の認可

2 法第百二十四条第一項の規定による再開発会社に対する報告若しくは資料の提出の要求又は勧告、 助言

若しくは援助及び同条第三項の規定による再開発会社に対する措置命令

3 法第百二十五条の二第一項又は第二項の規定による再開発会社の事業又は会計の状況の検査、 同条第三

若しくは変更又は措置命令、 項の規定による再開発会社のした処分の取消し、変更若しくは停止若しくは再開発会社のした工事の中止 同条第四項の規定による市街地再開発事業の施行の認可の取消し及び同条第

> 徳島市 三好市

五項の規定による認可の取消しの公告

改め、 げる事務にあっては、町村が施行しようとする都市計画事業に係るものに限る。)」を加え、同項1中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改め、 同項2中 同項5中「2」を「4」に改め、同5を同項7とし、同項4中「2」を「4」に改め、同4を同項6とし、同項3中「2」を「4」に改め、同3を同項5とし、 同表四十四の項中「掲げるもの」の下に「(町村が施行しようとする都市計画事業に係るものに限る。)」を加え、「徳島市 の項とし、同表四十五の項中「四十八の項」を「五十六の項」に、「徳島市 同項を同表五十五の項とし、同表四十六の項1中「において準用する法第四十二条第二項」を削り、同項中「徳島市」を「石井町」に改め、 に改め、同項を同表五十六の項とし、 までを削り、16を10とし、17を削り、18を11とし、19を12とし、20を13とし、同項を同表五十七の項とし、同表四十八の項中「徳島市」を「徳島市 第二条第二項の表四十九の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項中1から3までを削り、 同項を同表五十二の項とし、同表四十三の項を削り、同表四十二の項中「四十八の項」を「五十六の項」に改め、「掲げるもの」の下に「(2及び3に掲 「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同2を同項4とし、 同表四十七の項1中「において準用する法第四十二条第二項」を削り、 吉野川市 三好市 石井町」を「石井町」に改め、同項を同表五十三の項とし、 同項1の次に次のように加える。 4を1とし、5から12までを3ずつ繰り上げ、 同項中「徳島市 吉野川市 吉野川市」を「石井町」に改め、 三好市」を「石井町」に 同項を同表五十四 阿南市 13 から 15

- 規定による土地の買取りの申出等の相手方の決定及び同条第四項の規定による土地の指定等の公告 定に係るものを除く。) 法第五十五条第一項の規定による都市計画施設の区域内の土地の指定、同条第二項の規定による土地の指定をすべき旨等の申出の受理、 (法第五十七条第二項の規定による届出の相手方の決 同条第三項の
- 法第五十六条第一項の規定による事業予定地内の土地の買取り、同条第二項の規定による土地を買い取る旨又は買い取らない旨の通知及び同条第三項 規定による通知の受理

十八の項とし、 し、同項の前に次のように加える。 の項中「徳島市 し、同表四十一の項中「徳島市 第二条第二項の表四十二の項中「徳島市 同表三十八の項中「徳島市 鳴門市 小松島市 鳴門市 阿南市 小松島市 鳴門市 鳴門市 吉野川市 小松島市 小松島市 阿南市 吉野川市 美馬市 阿南市 阿南市 三好市 吉野川市 美馬市 三好市 吉野川市 石井町」を「石井町」に改め、同項を同表四十九の項とし、同表中三十九の項を四 美馬市 美馬市 三好市 石井町」を「石井町」に改め、同項を同表五十の項とし、 三好市 石井町」を「石井町」に改め、同項を同表五十一の項と 石井町」を「石井町」に改め、同項を同表四十七の項と

四十六 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のう 美馬市 つるぎ町

1 準用する場合を含む。)の規定による土地の所有者等の意見の聴取、 法第五十条第一項の規定による土地の使用権の設定に関する認可、 法第五十条第三項 同条第二項(法第六十六条において (法第六十六条に

改め、 り、3を1とし、4を2とし、同項5中「から4まで及び7」を「、2及び5」に改め、同5を同項3とし、同項6中「5まで及び7」を「3まで及び5」に 第二条第二項の表中三十七の項を四十五の項とし、三十四の項から三十六の項までを八項ずつ繰り下げ、 ち、 7 8 6 2 5 3 2 同6を同項4とし、同項7中「3及び4」を「1及び2」に改め、同7を同項5とし、 の変更等の承認 おいて準用する場合を含む。)の規定による裁定をした旨の通知及び公示 員会の意見の聴取並びに法第五十三条第三項(法第五十五条第四項、第五十九条第二項及び第六十六条に おいて同じ。)、法第五十九条第二項及び第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による収用委 含む。以下この項において同じ。)及び同条において準用する場合を含む。)の規定による裁定の申請があ 同じ。)及び同条において準用する場合を含む。)の規定による土地の使用権の設定又は収用に関する裁定 第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による認可をした旨の通知及び市町村事務所への掲示 った旨の公示及び通知 おいて準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に係る通知及び公示並びに法第五十条第五項 同項を同表四十一の項とし、同表三十二の項中「上板町」を「上板町 法第五十七条(法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による協議が調った場合の届出 法第五十八条第五項ただし書(法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による土地の形質 法第五十二条第一項(法第五十五条第二項、第五十九条第二項(法第六十六条において準用する場合を 法第五十九条第二項の規定による損失補償に関する裁定 法第五十三条第二項(法第五十五条第四項(法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項に 法第五十一条(法第五十五条第二項(法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において 法第四条の二第一項の規定による緑地面積率等に係る条例による準則の策定 次に掲げるもの 法第六十六条の規定による水流における工作物の使用等に関する認可 法第六条第一項の規定による特定工場の新設の届出の受理 工場立地法 (昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のう つるぎ町」に改め、同項を同表四十の項とし、 同項を同表三十九の項とし、 同表三十三の項中「藍住町」を 法 勝浦町 同項の前に次のように加える。 那賀町 同表三十一の項中1及び2を削 つるぎ町 「藍住町 東みよし町 上板町」

項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理三十八(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一	9 法第十三条第三項の規定による地位の承継の届出の受理	8 法第十二条の規定による氏名等の変更の届出の受理	7 法第十一条第二項の規定による期間の短縮	6 法第十条第一項の規定による勧告に係る事項の変更命令	5 法第九条第一項及び第二項の規定による届出者に対する勧告	4 法第八条第一項の規定による変更の届出の受理	3 法第七条第一項の規定による変更の届出の受理
勝浦町 那賀町							
つるぎ町							
東みよし町							

第二条第二項の表三十の項中「三好市」を「三好市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 勝浦町」を「勝浦町」に改め、 石井町」に改め、同項を同表三十六の項とし、同表二十九の項中「徳島市 同項を同表三十五の項とし、 同項の前に次のように加える。 鳴門市 小松島市 阿南市

三十四 2 3 務のうち、次に掲げるもの 1 売商業振興法施行令(昭和四十八年政令第二百八十六号。以下この項において「令」という。)に基づく事 同条第三項の規定による共同店舗等整備計画の認定、同条第六項の規定による商店街整備等支援計画の認 定及び同条第八項(令第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による所管大臣との協議 法第十三条第一項の規定による報告の徴収 法第四条第一項の規定による商店街整備計画の認定、 令第九条第一項の規定による計画の変更の認定及び同条第二項の規定による計画の認定の取消し 中小小売商業振興法 (昭和四十八年法律第百一号。 同条第二項の規定による店舗集団化計画の認定、 以下この項において「法」という。)及び中小小 石井町 那賀町 上板町

前に次のように加える。 市 第二条第二項の表中二十八の項を三十三の項とし、二十五の項から二十七の項までを五項ずつ繰り下げ、同表二十四の項中「徳島市 美馬市 三好市 石井町」を「石井町」に改め、 同項を同表二十九の項とし、同表中二十三の項を二十八の項とし、二十二の項を二十七の項とし、 鳴門市 阿南市 同項の 阿波

二十五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(保育所で行われる一時預かり事業に係るものを除く。) 1 法第三十四条の十一第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理、 同条第二項の規定による 阿南市 吉野川市 神山町

一時預かり事業の変更の届出の受理及び同条第三項の規定による一時預かり事業の廃止又は休止の届出の一時預かり事業の廃止又は休止の届出の一		92
三項の規定による措置命令及び同条第四項の規定による一時預かり事業の制限又は停止命令2 法第三十四条の十三第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査、同条第一受理		
1 法第三十五条第三項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理、同条第四項の規定による児童福祉二十六 法、政令及び省令に基づく事務のうち、次に掲げるもの(児童厚生施設に係るものに限る。)	阿南市 吉野川市 阿波市	巾美馬市
施設の設置の認可、同条第六項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理及び同条第七項の		
規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認		
2 法第四十六条第一項の規定による児童福祉施設の設置者等からの報告の徴収又は児童の福祉に関する事		
務に従事する職員による質問若しくは立入検査、同条第三項の規定による児童福祉施設の設置者に対する		
改善命令等及び同条第四項の規定による児童福祉施設の設置者に対する事業の停止命令		
3 法第五十八条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し		
4 政令第三十八条の規定による児童福祉施設の実地検査		
5 省令第三十七条第四項の規定による市町村からの届出の受理、同条第五項の規定による市町村等からの		
届出の受理及び同条第六項の規定による認可を受けた者からの届出の受理		

同項を同表二十四の項とし、同表中二十の項を二十三の項とし、同項の前に次のように加える。 同項3中「認可」を「設置の認可」に改め、同項4中「児童福祉に」を「児童の福祉に関する事務に」に、「立入検査等」を「質問若しくは立入検査」に改め、 令」に、「及び次項において「省令」を「、二十六の項及び二十七の項において「省令」に改め、同項2中「立入検査等」を「質問若しくは立入検査」に改め、 第二条第二項の表二十一の項中「及び次項において「法」を「から二十六の項までにおいて「法」に、「において「政令」を「及び二十六の項において「政

3 法第七十二条の規定による地域子育て支援拠点事業の経営の制限又は停止命令と、) (保育所で行われる地域子育て支援拠点事業に係るものを除 阿南市 吉野川市 神山町 二十 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(保育所で行われる地域子育て支援拠点事業に係るものを除 阿南市 吉野川市 神山町 二十 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(保育所で行われる地域子育て支援拠点事業に係るものを除 阿南市 吉野川市 神山町

二十二 法第七十二条第二項の規定による児童厚生施設を経営する事業の経営の制限若しくは停止命令又は児 二十一 法第七十二条第二項の規定による一時預かり事業の経営の制限又は停止命令(保育所で行われる一時 童厚生施設の設置の認可の取消し 預かり事業に係るものを除く。) 阿南市 阿南市 吉野川市 吉野川市 阿波市 神山町 美馬市

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。 という。)の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の 行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)前に改正後の第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則(以下「法令等」

提案理由

を提出する理由である。

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案